

ご存知ですか？

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています



新築住宅

平成18年6月1日から

既存の住宅

平成23年5月31日まで

どうして設置が義務付けられたの？

住宅火災による死者数が急増しています。特に死者の半数以上が高齢者となっており、死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。

アメリカでは住宅用火災警報器などの設置が義務化され、21年間で火災による死者数が半分まで減っています。

どんな警報器を設置すればいいの？

火災警報器には右図のとおり「天井取り付け型」と「壁取り付け型」があります。

それぞれ電池を使うタイプと家庭用電源を使うタイプがありますので、設置する場所に応じてお選びください。



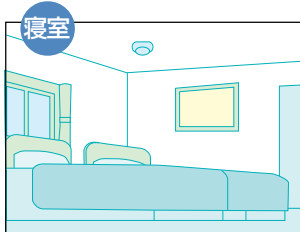
▲「天井取り付け型」



▲「壁取り付け型」

家の中のどこに取り付けるの？

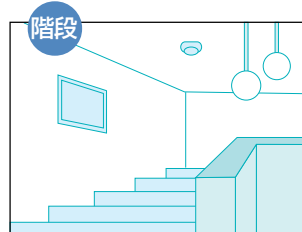
※取付位置などの設置上の注意点はそれぞれの製品の取扱説明書をご覧ください。



就寝に使用する部屋の天井または壁面に取り付けます。



台所など火災の恐れがあると思われる場所に設置することをおすすめします。



寝室のある階の階段踊り場の天井または壁面に取り付けます。

悪質な訪問販売(不適正な価格・無理強い販売など)にご注意ください！



●住宅用火災警報器などの設置義務を契機として、市場価格を超える高額な価格で営業行為を行う業者にご注意ください。なお、火災警報器はクーリング・オフの対象となりますので、「おかしい」と思ったら最寄りの消費者相談窓口にご相談ください。

●国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器などは購入しないようにしましょう。基準に適合した製品には、日本消防検定協会の「鑑定マーク」がついていますので、製品を購入される際の目安にしてください。



大曲仙北広域消防本部

予防課 ☎0187(63)0316

東分署 ☎0187(88)2119

南分署 ☎0187(87)8119

住宅用火災警報器相談室

フリーダイヤル ☎0120(565)911

広報美郷

No.39 平成19年12月28日発行

「広報美郷」2月号は2月1日(金)発行予定です。

発行/美郷町役場 編集/町長公室 秘書広報班

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21

☎0187-84-4900 ☎0187-84-1117

美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>

美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

印刷/五十嵐印刷(株)

編集後記

あけましておめでとうございます。ことしも広報美郷をよろしくお願ひします。お正月らしい何か気の利いたことを書こうと考えあぐねていた年の瀬、取材の帰りに町内を歩いていると、道路を歩く白いねずみを見かけ思わず立ち止まって目を向けました。そしてそのねずみは進路を変えことなく私に向かって来て私の靴に軽くぶつかる、慌てることもなく物陰に向かって歩いて行きました。そのときはなんとも思わずにいたわけですが、考えてみるとことしはねずみ年。ことしの干支の「ねずみ」からどんな形であるにしても接点をもって来るなんて、もしかしたらことしは当たり年(?)になるんじゃないかと楽観的な考えを持ちながら、町民の皆さんにとってもいい一年であればいいなと思います。 昭



古紙配合率100%再生紙と大豆油インキを使用しています。